

令和元年度 第1回国民健康保険運営協議会議事録

- 1 日 時 令和元年 11 月 14 日 (木) 午後 1 時 30 分
- 2 場 所 泉大津市役所 3 階大会議室
- 3 案 件 (1) 会長選出等について
(2) 平成 30 年度国民健康保険事業特別会計決算について
(3) 平成 30 年度特定健康診査実施内容について
(4) その他
- 4 出席委員
- | | | |
|-------------|--------|--------|
| 被保険者代表委員 | 北島 政夫 | 石川 泰皓 |
| | 吉村 千枝 | 府中 しのぶ |
| 保険医・薬剤師代表委員 | 前田 邦雄 | 赤崎 英雄 |
| 公益代表委員 | 川井 太加子 | 大久保 學 |
| | 村岡 均 | 浦西 敬子 |
| 被用者保険代表委員 | 島本 一彦 | |
- 5 市側出席
- | | |
|-------------|-------|
| 健康福祉部長 | 川口 貴子 |
| 部参事兼健康づくり課長 | 竹内 香 |
| 保険年金課長 | 長谷 修 |
| 健康づくり課長補佐 | 小門 弘展 |
| 保険年金課長補佐 | 草竹佐季子 |
| 保険年金課保険料係長 | 若松 達雄 |

傍聴人 0 名

(事務局) 開会に先立ちまして、健康福祉部長よりご挨拶申し上げます。

(部 長) あいさつ

(事務局) 各委員紹介

(事務局) 本日は 11 名の委員が出席。本協議会規則第 3 条の規定により本日の会議は成立する旨を報告。案件 (1) 会長選出について、国民健康保険法施行令第 5 条の規定により、会長を選出。川井委員が選出。

(会 長) あいさつ

(会 長) 会長代行 (大久保委員) を指名、また議事の署名委員 2 名 (赤崎委員、吉村委員) を指名。

(会 長) 案件 (2) 「平成 30 年度国民健康保険事業特別会計決算について」を議題といたします。事務局より説明を願います。

(事務局) 平成 30 年度国民健康保険事業特別会計決算見込につきまして、ご説明いたします。資料 1 をご覧いただきたいと思っております。2 枚目の歳出経費の主な増減項目につきましてご説明いたします。

第 1 款の総務費でございますが、決算額は 1 億 3,757 万 6 千円で対前年度比 13.1%、額にして 2,069 万 6 千円の減となっております。これは、機構改革により保健事業係が健康づくり課へ移り、国保特別会計の職員数が減少したことによるものが主な要因です。

第 2 款の保険給付費でございますが、決算額は 56 億 7,754 万 2 千円で、対前年度 5.4%、額にして 3 億 2,215 万 4 千円の減となっております。主な内訳は、①の一般療養給付費が 47 億 3,508 万 1 千円で対前年度 4.9%、額にして 2 億 4,245 万 7 千円の減、③の一般療養費が 1 億 3,503 万 1 千円で、対前年比 9.0%、額にして 1,330 万 1 千円の減、⑤の一般高額療養費が 7 億 765 万円で対前年度 3.6%、額にして 2,661 万 1 千円の減となっております。これらは被保険者数の減によるものと考えております。次に②④⑥の退職療養給付費、退職療養費、高額療養費については、平成 27 年度末に退

職者医療制度の廃止に伴い、それまでの退職該当被保険者が一般被保険者へ移行していくことから対象費用が減少しているものです。

次に第3款 国民健康保健事業費納付金でございますが、平成30年度からの制度改正により、国保財政運営の責任主体が都道府県に移ったことにより新たに設けられたもので、決算額 21 億 1,975 万 2 千円の皆増となっております。また、後期高齢者支援金等、前期高齢者納付金等、老人保健拠出金、介護納付金及び共同事業拠出金につきましては、制度改正により廃止となったため、平成30年度決算には計上がありません。

次に第4款 保健事業費でございますが、決算額 8,487 万 8 千円となっております。対前年度 2.2%の減、額にして 187 万 9 千円の減となっております。これは、30歳から39歳までの人間ドック助成及び脳ドック助成件数の減が主な要因と考えられます。

第5款 基金積立金は、前年度に生じました剰余金の 1/2 である 1,385 万 3 千円を積み立てたものでございます。

第7款 諸支出金でございますが、昨年度におきまして前前年度における国庫補助金等が超過交付となったものを返還いたしましたもので療養給付費等国庫負担金及び、特定健診に係る国庫負担金を返還したものでございます。

次に第8款 前年度繰上充用金でございますが、平成29年度におきましては累積赤字が解消されたため、平成30年度では計上しておりません。

以上、歳出経費の主な増減項目でございますが、歳出合計の決算額は 81 億 8,232 万 7 千円で対前年度 16.1%、額にして 15 億 7,350 万 5 千円の減となったものでございます。

続いて、歳入を説明申し上げます。1 枚目をご覧くださいと思います。

第1款 国民健康保険料は決算額が 14 億 8,802 万 5 千円で、対前年度 0.7%、額にして 1,069 万 4 千円の増となったものでございます。内訳でございますが、現年分の保険料収入額が、対前年度 1.8%、額にして 2,415 万 5 千円の増となりました。この増の主な要因は、被保険者数は減少しているものの、保険料率を引き上げたことにより、増加したものと考えております。収納率につきましては、後程ご説明申し上げますが、現年分は若干下がっております。次に、滞納繰越分の保険料収入額が、対前年度 12.9%、額にして

1,346万1千円の減となっております。滞納繰越分の収納率についてはわずかに上昇しております。現年分と滞納繰越分をあわせた収納率は前年度と比較して1.81ポイント増となっております。

次に第3款 府支出金は決算額が58億2,411万7,934円で、対前年度1,163.8%、額にして53億6,325万9,633円の増となったものです。これは、平成30年4月から国民健康保険広域化に伴い、都道府県が財政運営の主体となったことで、保険給付費等に対する交付金が大府から交付されることとなったことにより大きな増額となったものです。なお、平成29年度まで歳入として計上しておりました国庫支出金について平成30年度での計上はなく、療養給付費交付金、前期高齢者交付金及び共同事業交付金につきましては制度改正にともなって、こちらも平成30年度での計上はございませんでした。

次に第4款 繰入金につきましては、一般会計からの繰入金と基金からの繰入金がございますが、繰入金の決算額は9億5,940万8千円となり、対前年度6.3%、額にして5,686万4千円の増となっております。一般会計からの繰入金は額にして4,301万1千円の増、対前年度4.8%となっております。この主な要因は保険料軽減に係る基盤安定繰入金の増でございます。また、基金繰入金は決算額1,385万3千円となっております。こちらは皆増となっております。基金を取り崩した理由でございますが、歳出の諸支出金で説明いたしました、前前年度の療養給付費等国庫負担金が超過交付となったため返還の財源として取り崩したものでございます。

第6款 繰越金は平成29年度に生じた決算剰余金を計上したもので、皆増となっております。

第7款 療養給付費等交付金は、過年度における交付金を精算した結果、交付額が不足していたため、平成30年度に追加交付を受けたものでございます。

以上、歳入合計の決算額は83億2,201万円で、対前年度14.9%、額にして14億6,152万9千円の減となりました。

続きまして、2枚目に戻っていただきまして、歳入歳出の収支でございますが、一番下の単年度収支の欄をご覧ください。

平成29年度では単年度収支8,041万円の黒字でございましたが、平成30年度の単年度収支は1億1,197万8千円の黒字となりました。これによりまして、その上の累積収支も、前年度の2,770万6千円の累積黒字から、1億3,968万4千円の累積黒字と増加

することとなったものでございます。

このように、国保広域化初年度の収支については、黒字を堅持することとなりました。一方で、一般会計繰入金のうち法定外繰入のうち解消すべきものについては、大阪府の運営方針において激変緩和期間で令和5年度には解消することとされており、引き続き保険料の適正賦課と収納対策に努めるとともに、医療費の適正化をはじめ、保健事業につきまして取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、資料2をご覧くださいと思います。資料2では国民健康保険事業における、被保険者数・保険給付費・保険料賦課及び収納状況等についてでございます。

(1)は国保の世帯数及び被保険者数の推移でございます。傾向としては世帯数及び被保険者数ともに減少傾向にございます。これは、国保の被保険者が75歳に到達したことにより、後期高齢者医療へ移行したことが主な要因と考えております。

続いて(2)の介護保険第2号世帯数及び被保険者数でございます。こちらも減少傾向にあり、こちらは40歳から65歳までの被保険者であります。減少の要因としては65歳に到達したことで、介護保険第1号被保険者へと移行したためと考えております。

次に(3)保険給付費・事業納付金でございますが、各年度間によっては増減がありますが、全体としては減少傾向にあるのかと考えております。減少の要因としては、被保険者数が減少していることと考えておりますが、高額な医薬品が使用されますと、増加することが考えられます。平成27年度の増加は、そのことが要因でございます。また、平成30年度からの広域化によって、大阪府へ納付金を納付することになっており、その金額をお示ししております。

次に(4)の保険料賦課状況でございますが、平成29年度以前と平成30年度で大きく異なっていますが、これは平成30年度は広域化にともなって大阪府が示した統一保険料率を採用したものであるものです。

次に(5)保険料収納状況でございますが、調定額に対する収入済み額の割合であります収納率でございますが、現年度分が92.59%で前年度比0.35ポイントマイナス、滞納繰越分が20.92%で0.01ポイントプラス、全体では76.55%で1.81ポイントプラスとなっております。これらの要因としては、現年度では収納額が

増となったことにより 1.6 ポイント上昇したものの、料率の増加により調定額が増加したことで 1.95 ポイント下降しており、合わせて 0.35 ポイントマイナスとなったものです。簡単に言いますと、分子は増えたけど、分母はそれ以上に増えたので、率が下がったということです。次に、滞納繰越分は収納額の減で 3.1 ポイント下降、調定額の減で 3.11 ポイントの上昇、合わせて 0.01 ポイントの上昇となりました。これらは、古いものの収納を進めていく中で、対象となる保険料が減っていることが大きいのかなと考えております。合計としましては収納額の増で 0.55 ポイントの上昇、調定額の減で 1.26 ポイントの上昇となり、全体では 1.81 ポイントの上昇となったものでございます。

(6) では収納率の推移をグラフに示しております。現年度分と滞納繰越分は横ばいから微増といったところですが、全体としては上昇傾向にあるといったところです。

最後に資料 3 をご覧いただきたいのですが、こちらは国民健康保険制度改革前後についてのイメージ図でございます。左側の改正前では、各市町村で医療費等を推計したうえで、公費の額を推計し、必要な保険料を設定し徴収しておりました。しかし、広域化後は右の改正後のように、都道府県が都道府県内の医療費水準等を考慮したうえで、医療費全体を推計し、必要な納付金と標準保険料率を市町村に提示し、市町村は提示された事業納付金と標準保険料率を参考にして、保険料率を決定し、提示された事業納付金を納付することとなっています。また、保険給付に必要な金額は全額都道府県からの交付金が交付されることとなり、財政的には安定した運営が図れるものとされています。

以上簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

(会 長) 只今の件について、何かご質問ご意見があれば承ります。

ご質問がないようですので、本件はこれで終結させていただきます。次に案件 (3) の「平成 30 年度特定健康診査実施内容について」を議題といたします。事務局より説明を願います。

(事務局) それでは、平成 30 年度の「特定健診等実施状況」について、ご説明させていただきます。

資料4の「特定健診等実施状況（法定報告）」をご覧ください。
まず、特定健診の実施状況についてご報告申し上げます。

では、資料の①「特定健診の推移」のところをご覧ください。上から2つ目の表が平成30年度を初年度とする「特定健康診査等実施計画」の「第3期計画」の数値となっております。この「第3期計画」というのは、特定健診の実施方法や目標値等を定めた「特定健康診査等実施計画」を定めておりました、30年度から第3期となっております。

この表の上から2行目の太字の数値が平成30年度の「特定健診の実施率」であり、対前年度比0.6%増の39.5%となりました。

なお、受診者数は4,296人で、前年度と比較して121人の減少となっておりますが、受診対象者数の減の486人よりも少なく、受診率は伸びております。

また、特定健診受診者数の「健診種別」ごとの内訳を受診者数の下に記載しておりますが、個別の医療機関で受診する「個別健診」が対前年度比52人減の2,086人、保健センターやホテル、駅前のホテルレイクアルスターと港の方にあるホテルきららリゾートの2か所でございますが、こちらで実施する「集団健診」が対前年度比4人減の1,749人、指定医療機関で受診する「人間ドック」が、対前年度比65人減の461人となりました。

受診率につきましては対前年度比0.6%増と平成28年度以降、3年度連続の増となっておりますが、この平成30年度の増については、平成30年度の機構改革により、保険年金課から健康づくり課に「特定健診部門」が移ったことにより、保健センターで実施する全ての特定健診に、がん検診を同日受診できる機会を設けた効果が出ているものと考えております。

次に特定保健指導の実施状況でございますが、引き続き資料4の②の「特定保健指導の推移」の下の方の表をご覧くださいと、平成30年度の実施率は、対前年度比2.4%増の28.0%となりました。

なお、この実施率の増加につきましては、平成29年度まで外部事業者へ委託していた特定保健指導について、平成30年度から一部を直営化したことにより、より柔軟な保健指導日の調整が可能となり、保健指導を受ける方を増やすことができたことが要因と分析しています。

同ページの一番下の③④は、「年齢別の受診者数および受診率」のグラフとなっております。

次ページ資料5につきましては、令和元年度の特定健康診査等に係る事業の概要になっておりますのでご確認いただきますようよろしくお願いいたします。今年度におきましても、引き続き特定健診および特定保健指導の実施に力を入れて参りたいと考えております。以上で説明を終わります。

(会 長) 説明いただきました資料4、5の件につきまして、何かご質問、ご意見があれば承ります。

ご質問がないようですので、本件はこれで終結させていただきます。

次に案件4の「その他」としまして、事務局より報告事項がございますでしょうか。

(事務局) 事務局からは今後の予定についてご連絡させていただきます。来年度の保険料率等についてですが、現在大阪府で標準保険料率等の算定が行われているところですが、その結果を基に保険料率等を定める予定です。次回以降の運営協議会では保険料率等についてお諮りすることとなると考えております。昨年度のスケジュールから考えますと、1月中・下旬に1回、1月下旬から2月上旬に1回の2回開催となると考えられます。詳細な日時については改めてご連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。事務局からは以上です。

(会 長) 説明が終わりました。
では、この際ですので、他に何かご質問・ご意見ございませんか。

ご質問もないようですので、以上をもちまして本日の運営協議会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午後2時15分 閉会